

豊中市消防法施行規則の一部改正（素案）

1 改正（素案）の内容

消防法（昭和23年法律186号）第22条第3項の規定による火災に関する警報のうち林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）は、気象条件が次の（1）から（3）までのいずれにも該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令するものとします。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能とします。

（1）強風注意報が発表されているとき。

（2）前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であるとき。

（3）次のいずれかに該当するとき。

ア 乾燥注意報が発表されているとき。

イ 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。

2 施行日

令和8年1月1日

3 改正の理由等

本規則は、地方自治法の規定に基づく「能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する規約」により、豊中市のみならず広範囲に山林が存在する能勢町にも適用されることを鑑み、改正するものです。

林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、こうした行為への対策として市長が林野火災警報を的確に発令し、火の使用制限の徹底等を行えるように発令基準を設けるものです。

施行日は、豊中市火災予防条例の一部改正（素案）に合わせています。

なお、豊中市内に存在する林野は、林野の面積や林野周辺の消防水利の状況等を考慮すると、火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられることから、豊中市域に対する林野火災警報の発令は想定していません。

4 条件の考え方

条件の考え方は次のとおりです。

（1）無降水期間が3日程度続くと林床可燃物の含水比が20%以下（可燃となる水準）になるとのシミュレーション結果があることや直近20年間の全国の大規模な林野火災29事例のうち25事例で前3日間の合計降水量が1mm以下となっていることから、前3日間の合計降水量が1mm以下を条件とします。

- (2) 降水が少ない状態が30日間程度継続すると、スギ林等の林床可燃物の深い部分の乾燥にも影響するなど林床可燃物の乾燥が相当程度強まると考えられることや直近20年間の全国の大規模な林野火災29事例のうち11事例で前30日間の合計降水量が30mm以下（日平均1mm以下）となっていることから、前30日間の合計降水量が30mm以下であること又は乾燥注意報が発表されていることを条件とします。
- (3) 強風の場合には、発生した林野火災が大規模化しやすい状況になることから強風注意報が発表されていることを条件とします。